

[4] 証拠力を高めるための具体的な手法の紹介

1. 総説

民事訴訟法第 247 条は、「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」と定めており、民事裁判では、自由心証主義が採られています。

そして、先使用権が認められるためには、他者の特許出願の際に、その発明の実施事業又はその準備をしていることが要件となっていることから、先使用権を立証するための証拠としては、実施事業又はその準備の内容やそれがいつ行われたのか等の事実について、裁判所が真実であるとの心証を形成できる証拠を確保しておくことが重要となっています。その場合、改ざんされていないことを証明でき、また、その証拠資料を誰が作成したのかも証明できることは、その証拠力を高める上で重要となります。

そこで、本項目では、いつ（日付証明）、誰が（作成者証明）、どのような資料等を作成したかを将来にわたって証明できるか否か（非改ざん証明）というポイントを中心にして、①実験報告書、販売報告書、設計図、研究ノート、実験データ資料等の文書、②電子的に作成された文書、映像、画像、音声、CAD データ等の電子データそのもの、③電子データが記録された DVD やハードディスク等の記録媒体、④発明製品や実験サンプル等の有体物、⑤公証人が直接見聞・体験した事実等、多種多様な先使用権の証拠に関して、その保全に有効な制度、サービスを紹介します。

2. 公証制度

(1) 公証制度の概要

公証制度とは、公証人が、私署証書（私人（個人又は会社その他の法人）の署名又は記名押印のある私文書）に確定日付を付与したり、これを認証したり、公正証書を作成したりすることで、法律関係や事実の明確化ないし文書の証拠力の確保を図り、私人の法的地位の安定や、紛争の予防を図ろうとするものです。

先使用権の立証に有効な各種の証拠を保全するためにも、この制度が有効です。以下に、公証人が提供するサービスのうち、先使用権の立証に役立つと考えられる代表的なものを説明します。

[関連ホームページ URL]

◇法務省民事局「公証制度について」

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji30.html>

◇日本公証人連合会「公証人と公証役場」

<http://www.koshonin.gr.jp/a2.html>

◇日本公証人連合会「手数料（公正証書作成等に要する費用）」

<http://www.koshonin.gr.jp/hi.html>

(2) 公証サービス^{※5}

① 確定日付

a) 概要

私人の署名又は記名押印のある私文書（これを「私署証書」という）に確定日付印を押印してもらうことにより、その私署証書がその日付の日に存在していたことを証明でき、裁判においても十分な証拠力を有します（民法施行法第4条）。

確定日付を付与してもらえる文書は、私署証書（私文書）であり、作成名義人の署名又は記名押印があるものであれば、全て確定日付の付与の対象となります。したがって、企業で作成される多くの文書について、確定日付を付与してもらうことができます。すなわち、先使用権を証明する資料ということに照らしてみると、実験報告書、販売報告書、設計図、研究ノート等の他、覚書や研究レポートのようなものが対象となると考えられます。

確定日付の付与の請求は、私署証書の所持者であれば可能です。私署証書の作成名義人が公証人役場に出向くことは必要なく、身分証明書類の提示も不要で、かつ手数料も1件700円と比較的安価なため、利用しやすいものといえます。

確定日付を付与してもらった私署証書は、請求者が自分で保管することになりますので、その文書の保管には注意が必要です。その私署証書との間に確定日付を割印した確定日付簿は、公証人役場の書庫に、最終の記載をした翌年から7年間保存されます。確定日付簿の保存期間を過ぎても、確定日付自体の効果は変わりません。

[関連ホームページ URL]

◇日本公証人連合会「確定日付」

<http://www.koshonin.gr.jp/ka.html>

b) 先使用権を立証するための証拠として残す手法

先使用権の立証のために使用する文書については、その文書が、いつ存在していたのかが重要となりますので、確定日付の付与を受けることは、その文書の証拠力を高める有力な方法といえます。ただ、確定日付は、私署証書の作成名義人や内容の真実性を証明するものではありません。

また、確定日付を付与してもらった私署証書は、請求者自身が保管することになりますので、確定日付を付与してもらった後に、改ざんが疑われないように資料を作成し、保管しておくように注意を払う必要があります。例えば、後から加筆したように見られる可能性のある手書きの記載は可能な範囲で避けることが望まれます。文書の特性にもよりますが、加筆されたと疑われないための手法としては、手書きの部分がある場合には、コピー機で複製し、その複製物に確定日付を付与してもらう等の工夫も知られています。なお、公証人役場では、確定日付

^{※5} 本項目内の料金等の具体的な手続に関する記載は、平成28年3月1日時点の法務省及び日本公証人連合会のホームページに記載の内容に基づいて作成しています。

の付与後の加筆を防止するために文書の余白等には斜線や棒線を入れるように指導されています。

先使用権の立証のために確保しておきたい証拠は、文書だけとは限りませんし、文書についても数が多くなる場合があります。その場合に、本章 [3] 3. (2) 及び (3) に紹介した手法のように、製品等の物自体や、映像や実験データ等が入った DVD を、封筒や段ボールに入れて封印し、例えば内容物についての説明文を記載した私署証書に確定日付を付与してもらい、それを封筒や段ボールの継ぎ目等を隠すよう貼付し、貼付した私署証書と封筒や段ボールとの境目に確定日付印で契印（割印）をしてもらう手法も参考にできます。

② 事実実験公正証書

a) 概要

事実実験公正証書は、公証人が実験、すなわち五感の作用で直接体験した事実に基づいて作成する公正証書で（公証人法第 35 条）、法制度上もっとも強い証拠力が認められているといわれています。

事実実験公正証書は作成された翌年から 20 年間公証人役場の書庫に保存されますので、紛失や改ざんの心配がありません。なお、公証人法施行規則第 27 条第 3 項に、事実実験公正証書等の書類は、「保存期間の満了した後でも特別の事由により保存の必要があるときは、その事由のある間保存しなければならない」と規定してあります。そのため、20 年以上の保存も可能な場合がありますので、20 年以上の長期保存が特に必要な場合には、その点について、作成を囑託した段階で公証人と相談することも一案です。

事実実験公正証書の作成手数料については、「事実の実験並びにその録取及びその実験の方法の記載に要した時間」の 1 時間までごとにつき 11,000 円になります（公証人手数料令 26 条）（日当、旅費等は別）。

なお、公正証書（事実実験公正証書等）は、囑託人やその承継人以外には、その証書の趣旨につき法律上利害関係を有することを証明しない限り、その原本を閲覧することができません（公証人法第 44 条第 1 項）。また、公正証書及びその附属書類の謄本の交付についても同様です（同法第 51 条第 1 項）。

[関連ホームページ URL]

◇ 日本公証人連合会「事実実験公正証書」

<http://www.koshonin.gr.jp/ji.html>

< 裁判例 >

- 東京高裁平成 14 年 9 月 10 日判決（No. 74-高）においては、実用新案権の対象である製品を製造して、取引先に納入し、取引先の工場において稼働していた装置の詳細や稼働状況等、取引先の担当者や工場長の陳述について公証人が確認、見聞した事実の記載された事実実験公正証書及びそれに添付された装置の写真が、被告先行装置の構成や事業を行っていた事実を認める証拠の一つとして採用されています。
- 東京高裁平成 14 年 3 月 27 日判決（No. 72-高）においては、熱交換器用パイプに係る実用新案権についての先使用権を認めるに当たって、公証人立会の下で、S 社製造の軽自動車エアコン用に搭載されていた熱交換器用パイプを当該自動車から取り外して、その経緯を記載した事実実験公正証書が、出願日前に製造していた熱交換器用パイプの構成及び事業を行っていたことを証明する証拠の一つとして採用されています。

b) 先使用権を立証するための証拠として残す手法

例えば、工場における薬品等の化学物質の製造方法について、公証人を現地に招き、使用する原材料や機械設備の構造や動作状況、製造工程等について直接見聞してもらうことで、公証人が認識した結果を記載してもらうこと等が出来ます。ただし、公証人が出張することができる範囲（職務執行区域）は、その公証人が所属する法務局又は地方法務局の管轄内に限られるので注意が必要です。この事実実験公正証書については、付録として仮想事例とともに詳述します。

③私署証書の認証

a) 概要

私署証書の認証とは、認証対象文書の署名又は記名押印が作成名義人によってされたことを、公証人が証明するものです。私署証書の認証には、i) 作成名義人が公証人の面前で私署証書に署名又は押印をする「目撃認証」、ii) 作成名義人が公証人の面前で私署証書の署名又は押印を自認する「自認認証」、iii) 作成名義人の代理人が公証人の面前で私署証書の署名又は押印が作成名義人のものであることを自認する「代理自認」があります。

認証日における証書の存在に加え、作成名義人が署名又は記名押印をしたとの事実が認められ、文書の成立の真正についての証拠力が与えられる点においては、確定日付と比べ、証拠力が高くなります。

先使用権を立証するための証拠となる資料について私署証書の認証を受ける場合、その手数料は、私署証書1通につき、多くの場合は5,500円であり、最大でも11,000円です。

[関連ホームページ URL]

◇日本公証人連合会「私署証書の認証」

<http://www.koshonin.gr.jp/sini.html>

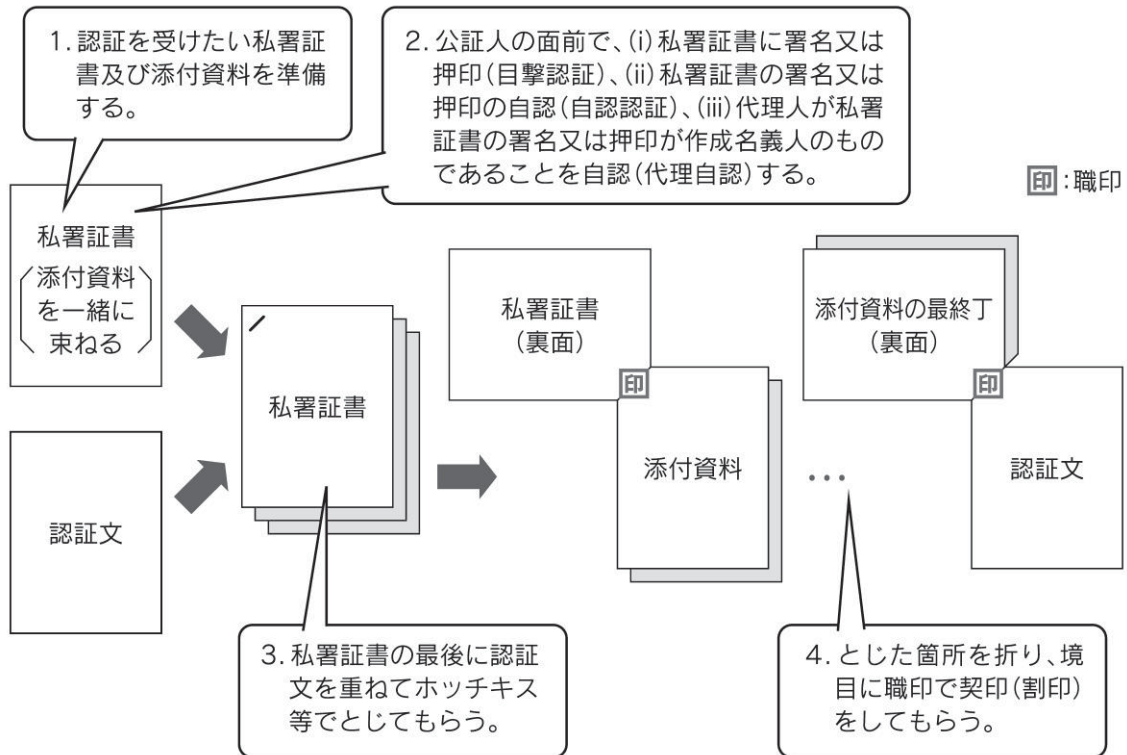
b) 先使用権を立証するための証拠として残す手法

私署証書の認証の対象は、私署証書、すなわち作成名義人の署名又は記名押印がある私文書に限られます。先使用権の立証を考えた場合、例えば、研究経過報告書や技術成果報告書、製品等に関するカタログ、パンフレット、商品取扱説明書等の先使用権立証の証拠となる各資料の内容の説明文を記載し、署名又は記名押印を付した説明文書（私署証書）を作成して、当該各資料をこの説明文書の添付資料とした上、この説明文書に認証を受けることができます。

実験データ等が入ったDVDや工場における設備の設置状況や製品の製造工程の詳細をビデオで録画したVTRといった媒体、製品そのもの等のように、文書に当たらないものも、封筒又は箱に当該物を封入し、作成名義人の署名又は記名押印を付した当該物の説明文書に認証を受けて、当該説明文書（私署証書）を封筒又は箱に貼付すること（これにより封筒や箱が当該説明文書に貼付されたこととなります。）も行われています。

私署証書の認証において、その手法例と公証人が付記する認証文の一例は、次のようなものとなります。認証文には、公証人の署名（通常は毛筆）と職印が押印されます。

- ・公証人役場で、私署証書の認証をしてもらう手法例



i) 目撃認証の認証文の一例

平成△年第△△△号
 認証
 添付書面の作成者である〇〇〇は、本公証人の面前で、同書面に署名押印した。
 よってこれを認証する。
 平成〇年〇月〇日 本公証人役場において
 (公証人役場の住所)
 公証人 △△△ (公証人の署名) 印

※ここでの「添付書面」とは、「私署証書」を指します。以下、ii) 自認認証及びiii) 代理自認の認証文の一例も同様です。

ii) 自認認証の認証文の一例

平成△年第△△△号
 認証
 添付書面の作成者である〇〇〇は、本公証人に対し、同書面に記名押印したことを自認する旨を陳述した。

平成〇年〇月〇日 本公証人役場において
 (公証人役場の住所)
 公証人 △△△ (公証人の署名) 印

iii) 代理自認の認証文の一例

平成△年第△△△号
 認証
 添付書面の作成者である〇〇〇の代理人×××は、本公証人に対し、前記〇〇〇が同書面に記名押印したことを自認している旨を陳述した。

平成〇年〇月〇日 本公証人役場において
 (公証人役場の住所)
 公証人 △△△ (公証人の署名) 印

④宣誓認証

宣誓認証の制度は、私署証書の認証の一つの形態であって、公証人が私署証書に認証を与える場合に、私署証書の作成名義人が認証対象文書の記載内容が真実であることを宣誓した上で、文書に署名又は押印したこと、あるいは文書の署名又は押印を本人のものと自認したことを記載して、認証するものです。証書の内容が虚偽であることを知りながら宣誓した場合には過料に処せられます。

宣誓認証を受けるためには、同じ内容の私署証書を2通用意する必要があり、一つは公証人の手元に保存されるので、内容の改ざん等の心配がありません(もう一つは自分で保管します)。なお、原本の閲覧や謄本の交付を受けることができる者は、公正証書の場合と同じです。

宣誓認証の手数料は1件(私署証書2通1組)につき11,000円となっています。その他、私署証書の認証と同様になります。

[関連ホームページ URL]

◇日本公証人連合会「宣誓認証」

<http://www.koshonin.gr.jp/sini.html#si>

⑤契約等の公正証書

a) 概要

公正証書には、契約等の法律行為を証明する公正証書もあります。公正証書は、公証人が法律行為の趣旨を記載した公文書であって、作成された翌年から20年間公証人役場の書庫に保存されますので、紛失や改ざんの心配がありません（20年以上の保存も可能な場合があります）。

b) 先使用権を立証するための証拠として残す手法

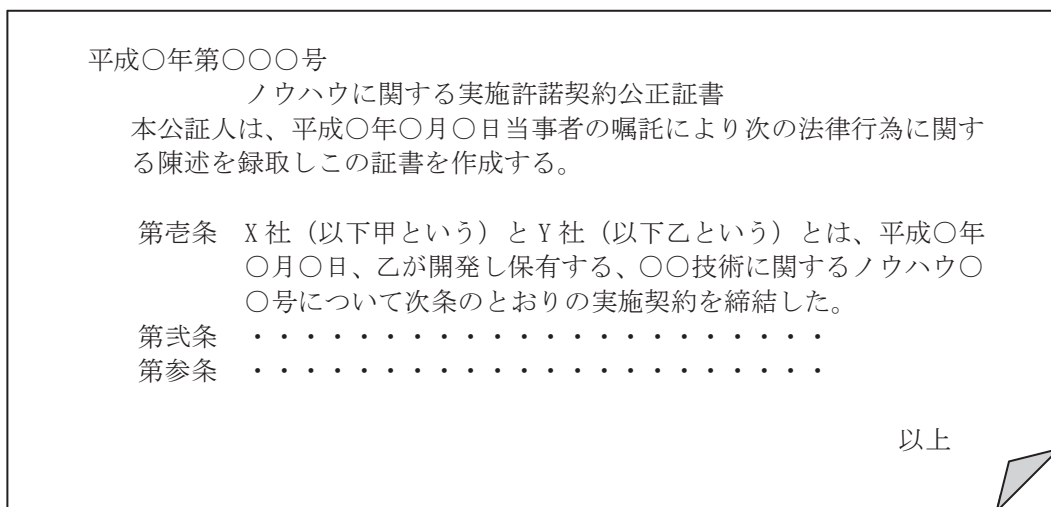
例えば、ある企業が、開発した発明をノウハウとして秘匿化していた場合において、その企業からノウハウの供与を受けて事業を実施する際には、「ノウハウの供与並びにこれに伴う秘密保持に関する契約」等の公正証書を作成しておくこと、当該ノウハウに関する契約についての紛争の予防になり得ますし、先使用権における発明の知得の立証にも有効となり得ます。

[関連ホームページ URL]

◇日本公証人連合会「公正証書とは」

<http://www.koshonin.gr.jp/a3.html>

・先使用権のための立証に有益と考えられる契約公正証書の一例



⑥電子公証制度

a) 概要

近年、企業や研究所でも、研究開発資料や図面、仕様書、伝票等を電磁的記録（電子文書）で作成して、電子データで保存することが多くなってきています。また、取引先とのやり取りも電子データで送受信されることも行われるようになっていきます。

電子署名や電子認証だけでは、伝送途中での情報の消失等に対応することはできないため、信頼の置ける第三者機関に作成された電子データを保管させ、これにより後日紛争が生じた際に当該電子データの存在・内容を証明し、紛争の防止・解決に役立てるという役割を果たす機関として位置付けられるのがいわゆる「信頼することができる第三者機関」（TTP：Trusted Third Party）であり、公証制度に基づく電子公証制度は、この TTP の役割を果たすものです。

電子公証制度は、電子データによる書類（電磁的記録）に対して、既に述べた確定日付及び私署証書の認証（宣誓認証を含む）に相応する電子的な情報を付与する制度です。紙ベースによる確定日付の付与及び私署証書の認証では、宣誓認証を除き、対象となった文書は請求者・嘱託人に返還して公証人役場では保存しないのに対し、電子公証制度の下では、請求者・嘱託人の請求があれば、（ア）日付情報（確定日付）の付与及び私署証書の認証の対象となった電磁的記録の保存（20 年間）が行われ、さらにこれを基にして、（イ）請求により保存された日付情報又は認証が付与された電磁的記録と同一の情報の提供（紙の謄本の交付に相応するものであり、電磁的記録のままでの提供の他、これを書面にして提供することもできます）、（ウ）請求者・嘱託人側が保有する電磁的記録と日付情報又は認証が付与された電磁的記録とが同一であることの証明を受けることができます。

ただし、公正証書の作成は、対象となっていません。

電磁的記録に対する認証を求めるには、作成名義人が所定の認証機関による電子証明書を取得した上、当該電磁的記録を PDF ファイルによって作成し電子署名して、法務省の登記・供託オンライン申請システムを通じて公証人に申請するとともに、作成名義人（代理人でも可）が公証人役場を訪れて、その電子署名が作成名義人のものであることを自認するという手続が必要であり、その際、認証を付与した電磁的記録が作成名義人等の持参した DVD 等に格納されて返還されます。

これに対し、電磁的記録に対して日付情報（確定日付）の付与を求めるには、法務省の登記・供託オンライン申請システムを通じて公証人に申請することは電磁的記録に対する認証と同様ですが、電子署名は不要です（ただし、電磁的記録からなる文書中に作成名義人の記名があることは必要です）。また、電磁的記録は、PDF ファイルの他、TXT ファイル、XML ファイルでも差し支えありません。日付情報（確定日付）の付与後の電磁的記録は、登記・供託オンライン申請システムを通じて返還されます。

電子公証事務を取り扱うことができる公証人は、法務大臣によって特に指定された指定公証人です。指定公証人とやり取りする電子情報は、公開鍵暗号に基づく電子署名が付与されており、第三者による改ざんや盗み見を防止し、より安全に利用できるようにセキュリティが確保されています。

認証、日付情報の付与を通じて電磁的記録のファイルサイズは10メガバイトまで、ファイル名は半角英数字で31文字（全角15文字）までという制限があります。

電子公証制度の手数料については、紙の文書の場合と同様です。これに追加して、電磁的記録の保存（20年間）は300円です。また、電磁的記録と同一の情報提供の手数料は700円（書面で提供を受ける場合は用紙1枚ごとに20円を加算）となっています。

電子公証制度の詳細及び利用方法については、下記のホームページをご確認ください。

[関連ホームページ URL]

◇法務省民事局「「公証制度に基礎を置く電子公証制度」について」

<http://www.moj.go.jp/MINJI/DENSHIKOSHO/index.html>

◇日本公証人連合会「電子公証制度のご案内」

<http://www.koshonin.gr.jp/de2.html>

◇登記・供託オンライン申請システム

<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

◇登記ねっと「電子公証手続」

http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/toukinet/denshikosho/denshikosho_1.html

b) 先使用権を立証するための証拠として残す手法

先使用権を立証するための証拠として残せる資料は、申請時にファイルサイズ等に制限はありますが、紙ベースの確定日付、私署証書の認証（宣誓認証を含む）と同じです。加えて、認証又は確定日付が付与された電磁的記録を公証人役場のサーバーに保存してもらうことを選択した場合は、20年間の長期にわたり紛失や改ざんの心配なく証拠を残すことが可能となる上、公証人役場から電磁的記録と同一の情報を書面で取得し、訴訟で証拠として提出することが可能となるため、先使用権の立証が容易になると考えられます。

3. タイムスタンプと電子署名

(1) タイムスタンプとは

近年の情報化社会においては、あらゆる文書が電子的に作成され、保存・管理されるだけでなく、取引先と電子情報のみで取引が行われ、そして契約が成立しています。一方で、電子文書は、いつ、誰が作成したのかが判明しにくく、しかも、いつでも容易に改ざんでき、改ざんされたか否かも判別しにくいいため、誰がいつ作成したのか、またその電子文書が原本と同一で改ざんされていないのかを、後から証明する手段が求められており、これは先使用権の立証のためにおいても同様です。

タイムスタンプは、こうした要望の一部に応えるもので、電子データに時刻情報を付与することにより、その時刻にそのデータが存在し（日付証明）、またそ